

大分県報

平成二十八年
第二八一〇号
九月二日

（金曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………	一
定置漁業の免許……………	二
区画漁業（真珠養殖業）の免許……………	二
道路区域の変更……………	二
道路の供用開始……………	三
監査公表……………	三
監査の結果に関する公表……………	三
公 告……………	五
建設業の許可の取消し……………	五

○告示

大分県告示第四百七十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
宇佐市大字山本二千二百三十一番地一
三和酒類株式会社

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十八年九月二日

2	代表取締役 和田久継 特定事業場の所在地及び名称 宇佐市大字山本二千二百三十一番地一 三和酒類株式会社 本社工場
3	設置される特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号ニ ろ過施設

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		汚 水 の 状 態 の 値				
								単 位	単 位	項 目	単 位	単 位	単 位	単 位
ろ過施設（ステンレス製）	六kL/時	許可後	許可後	許可後	連続	四時間	なし	通常 の 値	最大 の 値	通常 の 値	最大 の 値	水素イオン濃度	mg/l	mg/l
								四	四	五	四	生物化学的酸素要求量	mg/l	mg/l
								五	五	七〇〇	七五〇	化学的酸素要求量	mg/l	mg/l
										五〇	六〇	浮遊物質	mg/l	mg/l
										一以下	一以下	窒素含有量	mg/l	mg/l
										一以下	一以下	りん含有量	mg/l	mg/l

大分県報（告示）

4 汚水等の処理の方法
設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。

5 排出水の量及び汚染状態の値

項目	一日当たりの排出水量		No.1
	単位	値	
水素イオン濃度	m ³ /日	三五〇	最大の値 一、〇〇〇
生物化学的酸素要求量	mg/l	—	—
化学的酸素要求量	mg/l	二・〇	三・〇
浮遊物質	mg/l	二・〇	三・〇
窒素含有量	mg/l	〇	一・〇
りん含有量	mg/l	〇	一・〇
大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下
ノルマルヘキササン抽出物質含有量	mg/l	一以下	七・〇

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十八年九月二日から同月二十三日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所

大分県告示第四百七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成二十七年六月一日付けをもって次のとおり定置漁業を免許したので公示する。

平成二十八年九月二日

大分県知事

広 瀬

勝

貞

漁場計画の際の公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名又は名称	免許の内容	制限又は条件	存続期間
定第五号	定第五号	佐伯市蒲江大字蒲江浦三五〇四番地五 後藤 光明 佐伯市蒲江大字蒲江浦三五九六番地一八 水本 裕貴	平成二十七年二月二十七日付け大分県告示第百三三号の とおり。	同上	同上

大分県告示第四百七十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成二十八年九月一日付けをもって次のとおり区画漁業（真珠養殖業）を免許したので公示する。

平成二十八年九月二日

大分県知事

広 瀬

勝

貞

漁場計画の際の公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名又は名称	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区第二千八百九十七号	区第二千八百九十七号	津久見市大字長目一四三八番地の一 上甲 利則	平成二十八年五月二十四日付け大分県告示第百三三号の とおり。	同上	同上

大分県告示第四百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年九月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

大分県知事

広 瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道鳥越湯布院線	宇佐市安心院町筈ノ口字中一一一六番三から 宇佐市安心院町筈ノ口字トブ一三〇六番二まで	前	メートル 一七・七 ～ 三・五	メートル 二五一・三
	宇佐市安心院町筈ノ口字中一一一四番二から 宇佐市安心院町筈ノ口字トブ一三〇六番三まで	後	二一・七 ～ 九・九	二五一・三

大分県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年九月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三三八七号	宇佐市院内町原口字下ノ原四一〇番三から 宇佐市院内町原口字上ノ原四六五番二地先まで	平二八・九・二
	宇佐市院内町原口字上ノ原四六五番一地先から 宇佐市院内町原口字原口四八九番二まで	
県道鳥越湯布院線	宇佐市安心院町筈ノ口字中一一一四番二から 宇佐市安心院町筈ノ口字トブ一三〇六番三まで	

○監 査 公 表

監査委員公表第597号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月2日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 柳 井 貞 美
大分県監査委員 濱 田 洋 彦
大分県監査委員 尾 島 保 彦

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成27年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局の24地方機関（振興局、県税事務所及び土木事務所）、企業局及び病院局について、平成28年4月12日から7月8日までの期間において実施した。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した26機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり11機関において、2件の指摘事項及び15件の注意事項があった。

その他の15機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの
 - ② 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
 - ③ 故意又は重大な過失が認められるもの
 - ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの
- (2) 注意事項

平成二十八年九月二日

大分県報（告示・監査公表）

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(土木建築部)	
大分土木事務所	庁舎清掃業務委託において、入札書に記載不備があった業者と契約を締結し、履行した事例が認められた。
中津土木事務所	港湾使用料について、滞納者から領収した分割納付金を現年度滞納分に重点的に充当したため、過年度の債権が時効により消滅しているなど、時効中断の措置が効果的に講じられていない事例が認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(総務部)	
東部振興局	現金収納事務において、情報提供に係る資料等の写しの交付費用として領収した現金を、現金出納表に記載しないまま保管し、後日、払込みの際に受入れたこととして記載している事例が認められた。
中部振興局	県営土地改良事業に係る分担金及び市町村負担金について、適正な変更手続きを経ることなく、大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則等に規定された期日と異なる期日に調定徴収している事例が認められた。
	用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず手当を支給していない事例が前年度に引き続き認められたとともに、手当額が間違っていた事例が認められた。
	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
南部振興局	再雇用非常勤職員の通勤費用弁償について、高速道路利用料金の加算額の算定を誤ったことから、過大に支給している事例が認められた。

豊肥振興局

庁舎等清掃業務委託において、契約書で2日に1回実施すると定められた日常清掃が、契約書どおりに実施されていない事例が認められた。

公用車に損害を生じさせた事例が認められた。

(土木建築部)

国東土木事務所

港湾施設について、船舶を係留する使用者から期日を定めて使用報告を求めておらず、港湾施設使用料の調定が遅延している事例が認められた。

別府土木事務所

公用車に損害を生じさせた事例が認められた。

大分土木事務所

用地測量委託において、諸経費を誤ったことにより積算額が過小となっている事例が認められた。

竹田土木事務所

現金収納事務において、証紙売りさばき代金として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。

(企業局)

企業局

公用車に損害を生じさせた事例が認められた。

(病院局)

病院局

清掃等業務委託において、契約書で毎日実施すると定めた日常清掃が、契約書どおりに実施されていないなどの事例が認められた。

切手の受払簿において、受入枚数及び払出枚数と残枚数の整合がとれていないなど、管理が不十分であることが認められた。

3 監査の執行状況

各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
東部振興局	平成28年5月23日から平成28年5月25日まで、平成28年6月23日
中部振興局	平成28年6月14日から平成28年6月16日まで、平成28年7月5日
南部振興局	平成28年5月11日から平成28年5月13日まで、平成28年6月15日
豊肥振興局	平成28年5月11日から平成28年5月13日まで、平成28年6月9日
西部振興局	平成28年6月1日から平成28年6月3日まで、平成28年6月24日
北部振興局	平成28年5月17日から平成28年5月19日まで、平成28年6月16日
別府県税事務所	平成28年6月10日、平成28年7月8日
大分県税事務所	平成28年6月9日から平成28年6月10日まで、平成28年7月5日

佐伯県税事務所	平成28年6月8日、平成28年7月7日
豊後大野県税事務所	平成28年6月9日、平成28年7月7日
日田県税事務所	平成28年6月8日、平成28年6月24日
中津県税事務所	平成28年6月14日、平成28年7月8日
豊後高田土木事務所	平成28年4月27日から平成28年4月28日まで、平成28年6月7日
国東土木事務所	平成28年4月27日から平成28年4月28日まで、平成28年6月10日
別府土木事務所	平成28年5月17日から平成28年5月18日まで、平成28年6月10日
大分土木事務所	平成28年5月26日から平成28年5月27日まで、平成28年5月30日、平成28年6月30日
臼杵土木事務所	平成28年4月12日から平成28年4月13日まで、平成28年5月12日
佐伯土木事務所	平成28年4月14日から平成28年4月15日まで、平成28年5月12日
豊後大野土木事務所	平成28年4月14日から平成28年4月15日まで、平成28年5月11日
竹田土木事務所	平成28年4月12日から平成28年4月13日まで、平成28年5月11日
玖珠土木事務所	平成28年4月21日から平成28年4月22日まで、平成28年6月2日
日田土木事務所	平成28年4月25日から平成28年4月26日まで、平成28年6月2日
中津土木事務所	平成28年4月12日から平成28年4月13日まで、平成28年5月16日
宇佐土木事務所	平成28年4月25日から平成28年4月26日まで、平成28年6月7日
企業局	平成28年6月7日から平成28年6月9日まで、平成28年6月30日
病院局	平成28年6月7日から平成28年6月9日まで、平成28年7月1日

○公 告

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十八年九月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 処分をした年月日
別表のとおり

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、建設業の許可番号及び取消処

平成二十八年九月二日

大分県報（監査公表・公告）

五

分に係る建設業の種類

別表のとおり

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項に基づく建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

別表に記載された建設業者から、建設業法第十二条の規定により、大分県知事に対し、建設業を廃止した旨の届出があった。

このことは、建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

別表

商号又は名称	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る 建設業の種類	許可の取消処分 年月日
株式会社第一産栄社	大分市大字羽田字堀川1076	大分県知事許可（般-28）第7447号	全 部	平成28年6月29日
増田組増田美津子	宇佐市大字上高206-1	大分県知事許可（般-26）第11237号	同 上	平成28年6月16日
有限会社常富建設工業	由布市挾間町向原308	大分県知事許可（般-24）第266号	同 上	平成28年7月19日
横尾建設興業横尾政則	日田市高瀬本町239-13	大分県知事許可（般-23）第4531号	同 上	平成28年7月15日
海建築工房児玉静夫	豊後大野市三重町本城1263	大分県知事許可（般-25）第13512号	同 上	平成28年7月20日
有限会社今吉機設	大分市大字横瀬3104-16	大分県知事許可（般-23）第11666号	管工事業	平成28年6月15日
株式会社清電社	大分市向原西1-8-29	大分県知事許可（特-26）第9365号	電気通信工事業	平成28年6月9日
株式会社清電社	大分市向原西1-8-29	大分県知事許可（般-26）第9365号	消防施設工事業	平成28年7月14日
菱甲産業株式会社	大分市花津留1-12-31	大分県知事許可（般・特-27）第5827号	管工事業 機械器具設置工事業	平成28年6月27日
別府市管工事協同組合	別府市大字別府3088-220	大分県知事許可（般-23）第10683号	消防施設工事業	平成28年6月30日

平成二十八年九月二日

大分県報（公告）